

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

香芝市長 福岡憲宏

香芝市規則第6号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「開発指導係」を「^{開発指導係}
_{営繕係}」に改め、「営繕課 営

繕係」を削る。

第10条課税係の項第2号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第28条開発指導係の項の次に次の1項を加える。

営繕係

(1) 市有建築物（附帯施設を含む。）の建設工事、設備工事及び修繕工事に
係る設計及び監督に関すること。

第31条を削り、第32条を第31条とし、第33条から第35条までを1
条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。